

7 消安第 4622 号
令和 7 年 11 月 5 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項の規定に基づく飼料添加物を定める件（昭和 51 年農林省告示第 750 号）について、別紙の改正を行うこと。



飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項の規定に基づく 飼料添加物を定める件（昭和 51 年農林省告示第 750 号）の改正

1 現行制度の概要

(1) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項において、飼料添加物とは、農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加等されるもので、農林水産大臣が指定するものとされている。

(2) 農林水産省令で定める用途については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号。以下「省令」という。）第 1 条において、以下の 3 つが規定されており、

- ① 飼料の品質の低下の防止（第 1 号）
- ② 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給（第 2 号）
- ③ 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進（第 3 号）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項の規定に基づく飼料添加物を定める件（昭和 51 年農林省告示第 750 号。以下「告示」という。）において、用途ごとに各号で具体的に飼料添加物が指定されている。

(3) 我が国において飼料添加物の抗菌性物質（以下「抗菌性飼料添加物」という。）は、省令第 1 条第 3 号の目的で添加されるものと整理され、告示第 3 号において指定されている（※）。

※ 抗菌性飼料添加物の効果に関する基本的な考え方は、飼料添加物の評価基準の制定について（平成 4 年 3 月 16 日付け 4 畜 A 第 201 号農林水産省畜産局長水産庁長官通知）において定めており、飼料添加物として認められる抗菌性物質製剤の効果は、「家畜等の成長の促進又は飼料効率の改善」、「特定の病原寄生生物による家畜等の生産性低下の防止」等とされている。

2 省令第 1 条改正の背景

(1) 近年、薬剤耐性（AMR）は、世界的に深刻な健康上の脅威となっており、世界全体で協調して対策を進めていく必要があるところ、国際的に、成長促進目的の抗菌剤の使用中止についての議論が生じている。

(2) 「成長促進」の用語の定義については、国際基準設定機関である Codex が策定した実施規範によれば、動物の体重増加率又は飼料利用効率を高めるためだけに抗菌剤を投与すること（感染症の治療、制御、又は予防という特

定の目的での抗菌剤の使用には適用されない。)とされており、省令第1条第3号の規定は文言上「飼料利用効率を高める」に合致するため、告示第3号に位置づけられている抗菌剤は、「特定の病原寄生生物による家畜等の生産性低下の防止」の効果が確認され指定されたものであっても、全て成長促進目的の抗菌剤であると解されるおそれがある。

- (3) 諸外国においては、コクシジウム等の寄生虫による生産性低下を防止する効果のある物質は、畜産生産において必要不可欠なものとして、成長促進目的の物質とは区別して取り扱われている。我が国においても、成長促進を目的とするものと、寄生虫による生産性低下の防止を目的とするものとを明確に区分するため、寄生虫による生産性低下を防止する効果が確認されたものの飼料添加物の用途として、省令第1条第4号に新たな飼料添加物の用途「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」を新設する。

3 告示改正の概要

省令第1条第4号に新設する新たな飼料添加物の用途「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保」に対応する号に別添のものを指定するよう、告示を改正する。なお、別添の飼料添加物は、飼料添加物として使用される限りにおいて、これまで人の健康に及ぼす悪影響が確認されておらず、当該号に指定することで人の健康に及ぼす影響が変わるものではない。

4 今後の予定

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、告示の改正等必要な手続を進める。

飼料添加物名	対象飼料
サリノマイシンナトリウム	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用） ・ブロイラー用（前期用、後期用）
センデュラマイシンナトリウム	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用） ・ブロイラー用（前期用、後期用）
ナラシン	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用） ・ブロイラー用（前期用、後期用）
モネンシンナトリウム	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用） ・ブロイラー用（前期用、後期用）
	<ul style="list-style-type: none"> ・牛用（ほ乳期用）
ラサロシドナトリウム	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用） ・ブロイラー用（前期用、後期用）
アンプロリウム・エトパペート	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用） ・ブロイラー用（前期用、後期用）
アンプロリウム・エトパペート・スルファキノキサリン	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用） ・ブロイラー用（前期用、後期用）
クエン酸モランテル	<ul style="list-style-type: none"> ・豚用（ほ乳期用、子豚期用）
ナイカルバジン	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロイラー用（前期用）
ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏（ブロイラーを除く）用（幼すう用、中すう用） ・ブロイラー用（前期用、後期用）